

平成22年度千葉市保健福祉局指定管理者選定評価委員会
第2回 高齢者施設第2部会 議事録（千葉市ハーモニープラザ）

1 日時：平成22年12月20日（月）午後6時～午後7時15分

2 場所：千葉市総合保健医療センター4階 会議室

3 出席者：

（1）委員

西尾孝司部会長、近藤一夫副部会長、伊藤修委員、田島昇委員、松下やえ子委員

（2）事務局

生田保健福祉局次長、青葉生活文化部長、鎗田保健福祉総務課長、湯川保健福祉総務課長補佐、矢澤地域福祉課長、時田地域福祉課長補佐、柴田高齢福祉課長、海宝高齢福祉課長補佐、大木障害企画課長、柏原障害企画課長補佐、小池男女共同参画課長、服部男女共同参画課長補佐

4 議題：

（1）第1次審査の結果報告について

（2）第2次審査について

5 議事の概要：

（1）第1次審査の結果報告について

応募事業者の千葉市ハーモニープラザ管理運営共同事業体（千葉市社会福祉事業団、千葉市社会福祉協議会、千葉市文化振興財団）から提出された書類等に基づく第1次審査の結果について、事務局から報告があった。

（2）第2次審査について

応募事業者が1者であったことから、提案内容が市の管理運営の基準に定める最低基準を満たしているか否かについて審査することとした。

応募事業者へのヒアリング実施後、委員間の意見交換を経て、採点の結果、提案内容が管理運営の基準等を満たしているとして、千葉市ハーモニープラザ管理運営共同事業体を千葉市ハーモニープラザの指定管理予定候補者とすべき者として決定した。

最後に、指定管理予定候補者選定に係る今後のスケジュールについて、事務局から説明があった。

6 会議の経過：

○湯川保健福祉総務課長補佐　それでは、本日はご多忙中のところ、お集まりいただき、ありがとうございます。

予定の時刻となりましたので、始めさせていただきます。

私、本日の司会を務めさせていただきます、保健福祉総務課の湯川と申します。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、議事に入ります前に、お手元の資料のほうを確認させていただきたいと思います。

既にお手元に配付してある資料のほうは、次第と座席表、あと、資料の1番から資料の5番、それと、あと、参考資料のほうもあらかじめ配付させていただいております。不足等ございましたら、事務局のほうへお申し出ください。

あと、事業者の指定の申請書だとか、提案書につきましては、事前にお配りさせていただい

ているところでございます。

なお、事前配付資料のほうも含めまして、今回お配りいたしました審査関係の書類一式は、一部を除きまして会議終了後、回収させていただきますので、ご了承のほど、よろしく願いいたします。

資料への書き込みのほうは構いませんので、どうぞよろしく申し上げます。

続きまして、会議の成立につきましてご報告させていただきます。本日、皆様、ご出席でございますので、条例に基づきまして会議は成立しております。

また、会議の公開でございますが、第1回の会議で、公募の方法により指定管理予定候補者を募集する場合、募集条件、審査基準、あと、事業者の選定に関する事項を審議する会議は、非公開とする旨決定しておりますので、本日の会議は非公開とさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

それでは、会議に先立ちまして、生田保健福祉局次長より、ごあいさつ申し上げます。

次長、よろしく願いいたします。

○生田保健福祉次局長 どうも皆さん、こんばんは。保健福祉局次長の生田でございます。

本日はお忙しい中、また、夜の時間になってしまいましたけれども、お集まりをいただきまして、どうもありがとうございます。

また、今回は、事前に資料を配らせていただいておりますけれども、膨大な資料に目をお通しただいて、こちらにつきましても、大変なご負担があったかと思っておりますけれども、どうもありがとうございます。

本日の会議でございますけれども、ハーモニープラザにつきまして、今回、たまたま応募事業者が共同事業体ですが、1者ということになりましたけれども、こちらについてヒアリングを実施させていただきまして、その上でふさわしい事業者かどうかということにつきましてご審議をいただくということになっております。

本施設は、皆様、おわかりのことと存じますけれども、複合施設ということで、高齢者の学習の場であったり、また、障害者の関係の施設の側面もあつたりと、あるいは、男女共同参画の推進という側面も持ち合わせていたりということで、なかなか難しい施設なんですけれども、こちらは非常に市としても重要な施設というふうに考えております。

この施設の特性を十分踏まえていただきまして、皆様方の知見を生かしてご審議をいただきたいと存じます。本日は、どうぞよろしく願いいたします。

○湯川保健福祉総務課長補佐 それでは、これより議事のほうに入らせていただきたいと思います。

では、部会長、よろしく願いいたします。

○部会長 それでは、ただいまから、平成22年度千葉市保健福祉局指定管理者選定委員会、第2回高齢者施設第2部会を開会をいたします。

それでは、議題1の第1次審査の結果報告についてに入ります。

事務局より説明をお願いいたします。

○矢澤地域福祉課長 地域福祉課の矢澤でございます。よろしく願いいたします。

それでは、第1次審査の結果についてご報告をさせていただきます。資料2-1、2-2、2-3をお願いいたします。

1共同事業体からの応募ということでございまして、それぞれ、2-1が千葉市社会福祉事

業団、2-2が千葉市社会福祉協議会、2-3が千葉市文化振興財団となっております。いずれの団体も第一次審査の項目であります①の市から指名停止を受けている者から⑥の個人という項目まで、いずれにも該当しておりませんでしたので、第1次審査につきましては合格とのご報告をさせていただきます。

以上でございます。

○**部会長** ただいまの事務局の説明に関しまして何かご質問等ございましたら、発言をお願いします。

(発言なし)

○**部会長** では、議題1の第1次審査の結果報告については終了といたします。

次に、第2の第2次審査についてに入りますが、審査に入ります前に、今回、応募希望者が1者であったことに伴い、第2次審査の事業者選定基準及び採点表の変更について、事務局より提案があるようです。

では、事務局の方、説明をお願いします。

○**矢澤地域福祉課長** それでは、説明をさせていただきます。

選定基準につきましては、そもそも複数以上の応募を想定した形でつくっておりました。今回、共同事業体1団体ということでもございましたので、応募者の中で優劣をつけるという必要性はなくなったということでもございます。したがって、資料3をごらんいただきたいのですが、こちらは新しい選定基準として提案させていただいております。優劣をつける必要がなくなったことから、資料の4にございますように、この応募事業者が指定管理者として必要なものを備えているかどうか○×をつけていただくという方式に変えたいと考えております。

前回の選定基準から若干修正したところがございます。きょう、資料はお持ちではないと思うのですが、一応、その資料をごらんいただいたほうがよろしいでしょうか。

○**部会長** お願いします。

○**矢澤地域福祉課長** では、お配りいたします。

(資料配布)

○**矢澤地域福祉課長** これが前回の選定基準になっております。優劣を書く欄があるのですが、この中で1の③、同種の施設管理の実績という項目がございまして、これは応募が複数あった場合に、経験のあることによって、より優れているかどうかをみるための項目でありまして、この項目に該当しなかったからといって、指定管理者としてふさわしくないというものではないことから、この③については、新たな選定基準では省略をさせていただいております。

また、3の④のところですが、管理運営経費の低廉化というところがございまして、ここに「配点 最低提案価格÷提案価格により算出」という項目がございまして、これも2者以上の場合に相対的に評価するという項目となっておりますことから、この部分についても省略をさせていただいております。ただし、運営経費の低廉化という項目は指定管理の中で重要な位置を締めますことから、3の①支出見積の妥当性及び管理運営経費の低廉化という項目にさせていただきますところでございます。

今後、ヒアリング等を行っていくこととなりますが、その中で、最終的に委員さん方のご判断をいただくこととなります。

基本的に前回の選定基準で可以上であれば指定管理者としては可能だということになっておりますので、可以上であればマルをつけていただいて、不可ということであれば、バツをつけ

ていただくということをお願いしたいと思っております。

ただし、バツが一つついたからといって、指定管理者として絶対的にふさわしくないかどうかにつきましては、必要に応じて改めて協議をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○部会長 ただいまの事務局の説明に対しまして何かご質問等ございますか。よろしいですか。

(発言なし)

○部会長 では、議題の第2次審査の事業者選定基準及び採点表については、事務局の提案のとおり変更することといたします。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○部会長 では、その旨決定をいたします。

次に、第2次審査の流れについて事務局より説明をお願いいたします。

○鎗田保健福祉総務課長 私、保健福祉総務課課長の鎗田でございます。

私のほうから第2次審査の流れということでご説明させていただきたいと思います。

申しわけございませんが、着席して説明させていただきます。

お手元の資料の5、第2次審査の流れという1枚紙をごらんいただきたいと思います。資料の5です。

ここにフロー図がございます。本日は一番上にありますように、千葉市ハーモニープラザ管理運営共同事業体というものについての審査をお願いするわけですが、まず、事業者へのヒアリングというところがございますが、ここで30分ほどをとってございます。その中では事業者の出席者紹介をしていただきまして、その後、各委員の皆様方からの質疑応答ということで、都合30分ということ考えております。それで、ヒアリングが終わりますと、事業者は退出するということです。

その次に、委員間の意見交換という欄がありますけれども、ここで10分程度を、採点に当たっての委員の皆様方の間の共通認識を図っておきたい点とか、確認しておきたい点、そういう点について意見交換の場を設けてございます。

それで、その後に採点ということですが、先程ご提示させていただいたお手元の資料の4に採点表がございましたけれども、そこで、いわゆるマル、バツを記入していただきまして、その所要時間として約5分間ほどを考えております。

その後に、採点表を、点線の下になりますけれども、その後、採点表を事務局にご提出いただきまして、事務局で集計作業に入らせていただきます。この間10分ほどを予定しておりますが、委員の皆様方にはご休憩をとっていただくという時間になります。

その後、その下ですが、集計がまとまりましたら、事務局より採点結果を報告させていただきます。必要に応じてご協議いただくと。それで、部会として、今回のハーモニープラザの指定管理予定候補者について、管理運営共同事業体を選定するかどうか、その辺のところの決定をしていただくこととなります。

以上で雑駁ですが、2次審査の流れということのご説明を終らせていただきます。

○部会長 ただいまの事務局の説明に対しまして、何かご質問等ございませんか。

(発言なし)

○部会長 ご発言なければ、応募事業者であります、千葉市ハーモニープラザ管理運営共同

事業体のヒアリングに入ります。

なお、ヒアリングの時間は30分程度ですので、お一人当たりの所要時間は五、六分かと思っておりますので、五、六分を目安にお願いをいたしたいと思っております。

それでは、準備が整い次第、事業者を入室をさせていただきたいと思っております。

(応募事業者 入室)

○部会長 本日は、ご出席いただきましてありがとうございます。

これから30分程度の時間をもちましてヒアリングを行いたいと思っております。

進め方ですが、まず、全出席者の氏名、役職名を述べていただき、その後、各委員から事前に提出いただいた提案書類等を踏まえて質問をいたしますので、それに対して、できるだけ簡潔明瞭に回答をお願いいたします。

それでは、よろしくお願ひします。

(応募事業者 自己紹介)

○部会長 ありがとうございます。それでは、委員の先生方、ご質問があれば。

○委員 よろしくお願ひいたします。

事前の指定申請書のほうをいただいております。経営規模等総括表の中で、千葉市社会福祉協議会さんのほうの経営規模の総括表の中で有資格者数という欄に記載がないんですけれども、全体の資料を見させていただきますと、社会福祉士の資格をお持ちの方等を中堅職員として登用していくというようなお考えが述べられているので、千葉市社会福祉協議会さんで社会福祉士さんとかは、今現在、資格をお持ちの方はいらっしゃるのかどうか。

○応募事業者 ここに記載してございませんのは、法令等によって資格者を確保しなければいけないという意味合いとして理解をしております。実際、社会福祉士は5人います。

○委員 ありがとうございます。

○部会長 ほかにいかがでしょうか。

○委員 よろしくお願ひいたします。

非常にくだらないことで恐縮ですけれども、還元策、経費の縮減についての還元策として、まず1,000万円を除いた20%ということで協定書をつくったと。これは例年この決め方ということでしょうか。

○応募事業者 女性センターでございます。そのことなんですけれども、20%の件で。

○委員 今年度まで、皆さんのところで受託をされていらっしゃるわけなんです、このところの決め方、区分としてはどういう意味合いの基準で運営されているのでしょうか。

○応募事業者 今までは使用料でしたので、今回から利用料になりますので、23年度からの女性センターの施設利用料です。

○委員 それについては、だいたい見込みと申しますか、いかがでしょうか。1,000万円を超える見込み。

○応募事業者 そこはなかなか難しい部分がありますけれども、そうなるように努力が必要です。

○部会長 何か。

○委員 どこでもいいんですか。

○部会長 どこでも。

○委員 リスク管理のところでお伺いしたいんですけれども、どこのページということはないんですけれども、ヒヤリハットについて若干触れられたりしていますけれども、実際に事故があったときにマニュアルが用意してあると、ここに書いてございますけれども、どんなものがあるのか、あれば教えていただきたいということが、まず一つです。ありますか。なければ。

○応募事業者 こちらのほうにございまして、3団体共通の部分として持っております。まとめ方といたしましては、地震、火災、それから事故対策、感染症対策、それらについて、それぞれの役割等がこちらのほうに緊急対応マニュアルとしてつくって、各事業部で持っているという形で、マニュアルはこちらでございます。

○委員 ほかの委員会でもこのことが出たんですけれども、老人センターの話で出たんですけれども、実際に事故とかなんかが発生した場合には、どういう形でそれを処理していくのか、内部でいろいろ検討なさっているのか、三者間で連携等をとられるのか、そういうことはあるのかどうか、具体的な話で恐縮ですけれども、あったら、方法だけでも結構です。

○応募事業者 これは消防法に定める火災訓練等で3団体がやはり連絡・調整、それから館内にいる利用者の方の避難、これらを訓練の中で実施いたしております。ですから、それは、やはり地震だとかほかのことにも使えるのではないのかなと思ひまして、その後の反省会等の中で、それぞれ消防にかかわって避難にかかわれば問題点等を検討して、次の訓練にはそれらを取り入れていくというふうにつくっています。

○委員 リスクのことで、もう1点だけお伺いしたい。これは具体的にそういう事例が起こったときに、後で処理後に情報公開等がなされているのかどうか。何か老人センターでは、そこでとまっていたらしいんですけれども、今後、オープンにしていくお考えがあるかどうか、そこら辺をちょっと、方針等だけでも結構ですけれども、教えてください。

○応募事業者 私ども、指定管理受託に当たりまして、そのような事故があったときには、その対応とその報告を千葉市のほうにすることになっております。ですから、当然、市に報告とか情報公開の対象になるものと理解しておりますが。

○委員 特にPR紙、広報紙等を使って出されるという、そこまではやっていないですね。

○応募事業者 はい。

○委員 なるべくオープンにさせていただけるような方策等を今後とっていただいたほうがいいのかというふうに、感想ですけれども。

○応募事業者 はい。

○委員 あと、経理のことはよろしいですか。

○部会長 もう全部一緒で。

○委員 委託料、そこら辺の毎年微増しているんですけれども、大半は多分人件費だと思うんですよね。そうしますと、今回、たまたまというか、先程も次長さんのほうからあいさつがあったんですけれども、1者だったんですけれども、複数者が応募した場合、いわゆる今はやりのワタミさんとか、ああいうところの大手の人が出てきた場合、多分人件費等で競っていった場合に、どうかなという話も出てくると思うので、そこら辺、微増でずっとそのままいかれるのか、あるいは、臨機応変に対応してくるお考えがあるのかどうか。多分、市のほうも定期昇給等、あれ定期昇給じゃない、何ですかね、給料を下げたり、人事院勧告されたりしているけれども、そこら辺はどういうふうに、今後5年後、競合が出てきた場合にどう対応されるかお考えについて教えていただきたい。

○**応募事業者** 全体的に私どもはこの提案の中で職員の人件費、定期昇給を見込んだ形で積算しております。ですから、委員おっしゃるように、人件費の部分が右肩上がり、微増という形になっております。しかしながら、私どもの給料、これはそれぞれの団体の設立経緯がございまして、給与体系が市に準じた形で、今まだ残っているという。そのために、今、伊藤委員がおっしゃったように、人事院勧告等で市役所の職員の給料が下がれば、それに準じた形で減額し、それを私どもの事業団としては市に返納するということでございます。

ただ、やはり、今、競合が出てきた場合に、事業内容等、金目で競う部分の要素が大きくなるというところで、やはり私どもも、今後、市の出向職員が引き上げ後、独自の給与体系等の見直しが必要であるというふうには認識いたしております。

○**部会長** よろしいですか。

○**委員** 他の先生が聞いてくださったんですけども、危機管理マニュアルの中で、この施設では一般利用者はさることながら、高齢者とか障害をお持ちの方、それぞれ多種多様な方がいらっしゃる。それを踏まえて、どのような違いで、例えば障害者の方はこんな形で管理マニュアル、あるいは火災とか緊急事態の場合対応していますとか、その辺の特色があったら教えていただけますか。

○**応募事業者** 私ども、ハーモニープラザの中に障害者の方の連合会がございまして。ですから消防訓練のときにも障害者の方の参加をいただいて訓練を実施いたしております。非常階段とか、すべり台とかというものもございまして、その辺のところは、障害者の方にも体験していただくような形、また、車いす等につきましても、避難のときに健常の職員が両サイドを支えておるとか、また、トイレ等に残っていないかどうかという部分も、避難の際、誘導員が確実にチェックするという形で実施しておるんですけども。

施設的には目の不自由な方、または耳の聞こえない方でもわかるような非常用の施設がセットされておりますけれども、それに頼ることなく、目視、目でもって確認した訓練という部分を実施いたしているところです。

○**委員** 既に毎年実施されているということでもいいんですか。

○**応募事業者** 消防については、春と秋、付設されております非常用すべり台についても、実際にすべってみて、これは障害者の方に向かないというような形であれば、そこは使わない形での訓練等を実施しているところです。

○**委員** なるほど。あと、先程先生もご指摘の経費のところなんですけれども、先程、人件費は給与体系がそうなっているのは、今後、検討したいというようなことだったんですけども、そのほかの事務費とか事業費については、どうなんですか。この辺は、ぱっと見ると、大体ほぼ同じような額なんですけれども、何か今回特別なというか、今回応募するに当たって、人件費以外の経費を工夫したところとかがあれば教えていただきたいと思います。

○**応募事業者** 全体的には各事業ごと、今までの指定管理期間を踏まえて事業内容の見直し等を図りまして、事務事業費については精査してございます。つきましては、各団体ごと、事務事業費については、前年度、予算会議でおおむねで減額等を図っているところでございます。それ以外は同じような事業、今後5年間で実施していくということで、同額というような形になっております。

○**応募事業者** 具体的な形になりますと、それぞれの事業ごとの部分でのご説明ということでよろしいですか、具体的に。

○委員 はい。

○応募事業者 まず、ハーモニープラザの維持管理費の部分につきましては、まず事務費だけということで、おおよそ業者の契約の部分が大きいかと思しますので、今までの実績を踏まえて、前年度ベースで約1.3%ほど見直しを図ったというものでございます。あとは光熱水費につきましては、今までの実績をベースに積算をさせていただいております。全体の維持管理については、見直しということで積算をさせていただいております。

○委員 それに関係して、業者さんに委託する場合とか、そういう場合は何社かに見積もりとかを出させたり、そういうことはやっているんですか。

○応募事業者 基本的には入札ということで対応させていただいております。

○委員 入札は市内の業者に限るとか何かあるんですか。

○応募事業者 基本的には市内ということをやまず大原則といたしますが、我々ハーモニープラザは事業としてかなり大きいものでございまして、物によっては対応し切れない部分については、専門性が高ければ、市内で無理なら準市ということで対応しているところでございます。

○委員 清掃とか、そういうのは委託するんですか。

○応募事業者 はい。清掃は委託してございます。

○委員 そういう場合応も業者の見積もりをとっているわけですか。

○応募事業者 入札でさせていただきます。

○委員 それは複数年の契約にするんですか。

○応募事業者 今現状では毎年入札というような形でやってございます。

○委員 ありがとうございます。

○委員 私のほうから、女性センターの管理提案書の73ページですけれども、自主事業を大幅におふやしになると。23年度9回を27年度は22回にふやす。これは具体的にもうこのような計画だという内容のイメージができていくということですね。

○応募事業者 今回の自主事業ということですので、自主事業は指定管理費の中には含まれてはおりませんので、赤字になると、自分のほうで出さなきゃいけない部分が高くなりますから、これは今回は23年度は9講座という形で、人が入りやすいような企画という形で、ハーモニーコンサートを3回、ハーモニー寄席、それを1回、あとは美術入門講座とか、そういった形でまず、人が来やすいような、参加しやすいような講座を企画しております。

次年度につきましてから27年度まで、最終的には22回と、22講座というふうになっているんですけれども、これも23年度、まずやってみて、その状況によって、翌年度も協定書を市と協議する中で決定していきたいなと思っております。最終年度で22講座にあるのか、それとも少ないのか、ふえるのか。

○委員 定員が予定どおり充足してくれれば何も不安はないわけですが、これ赤字になったときには、それはどのように補てんをすることが想定されているんですか。

○応募事業者 これは財団のほうからその部分について補てんしてもらおうという形になります。

○委員 委託料とは一切関係はしない。

○応募事業者 一切関係はございません。

○委員 わかりました。

それから、またお金の話になっちゃうけれども、79ページのところを見ますと、社会福祉研修センターの予算の中で、平成23年度から24年度にかけての変化を見たときに、人件費

が400万弱ですか、350万ぐらいですか、ここのへんだけ急にふえているんですけども、これはなぜですか。

○応募事業者 現行が市の派遣職員、それから、プロパー3名の体制で実施しています。23年度で市の派遣職員が退職することになります。24年度以降、したがって、管理職も派遣からプロパーにかわりまして、それに伴う退職積立金、これが新たに生じることになりますので、その分が大きな要因ということで増額になっております。

○委員 退職の積立金ということで増額、これがふえている。

○応募事業者 はい。

○委員 わかりました。ということですね。

戻るんですけども、11ページ、モニタリングの考え方という項目がございますね、今の書類の11ページですけども、こちらの中に、さまざまな意見聴取による利用者ニーズの把握と。こちらの中では第三者評価、もしくは外部評価ということについては、どのようにお考えでしょうか。モニタリングなんかに対して。

○応募事業者 今回の提案の中には、内部でのアンケートと分析、それに対する対応というところで、今回は提案させていただいております。確かにご指摘のあったとおり、第三者の目から見たときの評価も大切なものというふうに理解いたしておりますので、今後、このような意見をいただける場所等を検討してまいりたいと思います。

○委員 今後検討していかれるということですね。

あと、研修センターの事業なんですけれども、こちらは恐らく、私、存じ上げないんですけども、千葉県社協の中でも研修事業というのはいろいろ行われているかと思うんですが、私はもともと神奈川なので、神奈川は神奈川県社協がいろいろ研修事業をやっていたので、恐らく千葉県社協も福祉人材の育成研修などは行っているのではないかと思うんですが、それらとの整合性とか連携ということに関しては、どのようになさって。

○応募事業者 22年度までは、今おっしゃいますように、一部、市から要請を受けまして、県社協のほうで福祉関係の研修をお願いしております。今回、その部分が業務外、対象から外れましたので、その部分が実は削減にもなっています。

○委員 日常的に県社協と何か協議の場というのはあるのでしょうか。

○応募事業者 協定を交わしまして、私どもでできない部分について、高度な研修等をお願いしています。

○部会長 追加のご質問があれば。

○委員 では、私のほうから。

個人情報の取り扱いにつきまして、開示、非開示の場合には、審査会を設けていくと書かれていますけれども、審査会のメンバーというのはだれですか。8ページのあたりにこれを書いてあるんですけども、非開示にした場合、部分開示の異議申立が制度が設けられているので、各事業ごとに審査会、いわゆる千葉市の情報公開審査委員会かなにか、そのような、私、イメージを持ってしまったんですけども、そうすると、今、どのような方が、どういう立場でやられるのかなと思って。

○応募事業者 これは内部の中で組織するものでございまして、外部の方は入っていないところでございます。

○委員 それでよろしいんですか。

○応募事業者 それぞれの団体の中で設置してあると思うんですが、私どもにつきましては、団体の理事長、それから常務理事、それから課長、あと、係長の中で組織している中のものやっております。

○委員 開示、非開示ですけれども、公正性とか透明性とかを考える場合に、非開示と決めた者と、また、それを判断する者、同じ者でいいのかという疑問点があるんですけれども、市民の目から見た上でですね。その辺がどうなのかなと、今、感じたんですけれども。

○応募事業者 あと、追加でございますけれども、基本的には各団体さんも同じだと思うんですが、市の情報開示等の規定と同様に各団体で規定のほうを整備してございますので、市の情報公開の規定に合わせていますので、市との協議の中でも、当然、公開か非公開かということを取り決めてはございます。

○委員 そうすると、市に問い合わせるわけですか。この場合とか、異議が出たんですけれども、どうしたらいいんでしょうかと。

○応募事業者 情報公開の開示自体は事業団に申し出ていただく方法と、あと、市のほうに申し出て、両方に申し出ることが可能となつてございますので、市に申し出が合った場合には市の情報公開ということもございます。

○委員 それでいいのかどうか、私もあれですけれども、やや疑問を感じつつ質問しますが、外部の方も有識者等も、余り費用がかかると、またさっきの経費の削減を質問した私としては言いにくいところもありますけれども、何かそういうご協力も得られたらいいかなということも言いたいところがありますということと、そこでも、例えば、非開示になった場合、どうされるんですかという問題について質問したいと思います。

○応募事業者 私どもの事業に対し第三者委員というものを選任しております。弁護士の方、人権擁護の方がいらっしゃいますので、私どもに指摘部分があれば、そちらの第三者委員の方に申し出ていただくようにご案内します。それで、第三者委員のほうから私どものほうに異議申立者の対応についての指示等がございますので、その中で処理していく形になるかと思いますが。

○委員 なるほど、最終的にそうやって身内だけでなくということになっているということなんです。

○応募事業者 ちょっと補足させていただきますけれども、ただ各外郭団体統一的な規定を置いております。これは条例のほうで外郭団体についても、努力義務の規定を置いて、異議申立があったら、決定については、そういうようなところでやるわけでございますけれども、実施機関として。それに対して、異議の申し立てがあった場合には、市長へ意見を求めなければならないという規定を設けておるはずで。これは統一的にそれぞれの外郭団体がそういう規定を持っておるはずでございます。社協についても同様につくられています。市長のほうに意見を求めると。そうすると、市長のほうでは、市で置いている審議会、それを有効活用と申しますか、そして、そこに諮って、その結果を市長の意見として送り返してくるというような、そういう仕組みをとっております。

○委員 大変結構なことだと思います。そうすると、市長への意見と第三者委員会というのは並列するという理解でよろしいんですか。

○応募事業者 第三者でおさまるものと、それから、やはり、市に対しての、今、言った手続の中でいくケースがあるかと思ひます。

○委員 二通りあるという理解でよろしいですか。

○応募事業者 ですから、そういう形をとらなくても、私どもの行為に対し納得のいかない場合、市のほうにもいく分と、それから私どもの第三者委員の弁護士等の方たちにご相談するという形のものがあるということでございます。

○委員 しっかりやっているから、そんな問題はないと思いますが、念のためということでお尋ねしました。

○部会長 ほかに委員の皆さん。

○委員 では、すごく細かく気になって。45ページ以降の人件費の積算のところ、女性センターのところだけ厚生福利費と退職引当手当金が別枠で出ているの何か特別な理由があるんでしょうか。ほかは厚生福利費とか退職引当金というのはここに出てこないんですけれども、ここだけ出てきているのは。

○応募事業者 これは財団独自の会計になっていて、厚生福利費と別の基準になっております。今回も人件費のほかに規定させていただいております。

○委員 ということは他の団体さんは厚生福利費を含めた積算で、女性センターだけは別の積算ということになっていると。

○応募事業者 はい。

○委員 素朴にふっと疑問に思ったんですが、女性センターは、常勤の職員8人の中で館長さんと副館長さんがいらっしゃる。管理部門が非常に大きい、これはなぜですか。

○応募事業者 副館長のほうが技術部門で、私どもでイベントホール、舞台があるんですね。そちらのほうで、施設の利用貸し出しをしておりますので、技術的な要素を持った方が常駐しないと対応ができないということで、副館長ということで技術の方を1人、女性センターのほうに配置をしています。

○委員 実務的には管理業務というよりは技術職としてのお仕事をかなりしていらっしゃるということではないですか。

○応募事業者 いえ、今は技術関係は2割ぐらいで、あとはこちらの管理部門です。

○委員 先程から何人かの委員の先生がおっしゃっていた、かなり人件費部分が多いというのが、恐らく多くの委員の方の共通なんではないかなと思ってまして、我々はそれを妥当かどうか判断すればいいことですが、大きいなという印象を受けたので。

○委員 20ページの休館日の、財団ごとにそれぞれ休館日が違うんですけれども、理由があるんでしょうけれども、休館日というのは、これからもずっと続けていくのか、あるいはご検討なさるのかなど。どこかにある種のサービスの向上を考えて検討するとかなんかと、どこかに書いてあるところがあるんですけれども、考え方だけでいいんですけれども、どういうふうに休館日というのをお考えになっておられるのか。

○応募事業者 社会福祉事業団といたしましては、障害者福祉センターとことぶき大学の運営でございます。ことぶき大学校につきましては、やはり、土日、これを休み、休講日という形で定めてございます。ですから、これ土日をことぶきの大学の事業に開放するかどうかという形になりますと、年間28講座で28日で入学料幾らという、授業料幾らという形になっていますので、ことぶきについては土日という部分は開校することはないと考えています。

それから、障害者福祉センターにつきましては、障害者の方たちに来やすいように、土日開館いたしますので、月曜日等は休館が必要なのかなというところで、当面、この休館日の中で

進めていきたいというふうに考えております。

○応募事業者 私どもでは、市民の方から、多くはないんですけども、月曜日休館で、その月曜日が祭日の場合、火曜日もお休みということで、2日連続ということで、いろいろ苦情が中にあることがありまして、その対応なんですけれども、利用客の気持ちに沿えば、火曜日開館というの、今後は検討していかなければならないかなというふうには思っております。

○委員 結構ですけども、一般市民についてはフルオープンもいいなという気がするんですけども、逆にお金がかかってしまうので、制度と逆行しますけれども、どこかで兼ね合いをつけられて、なるべく利用したいときに使えるような施設をつくっていただければありがたいなと思います。

○部会長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか、何か後であるとおっしゃっていましたが。

○委員 32ページ、社会福祉研修センターさんで、新たな提案ということで、社会福祉研修に関する調査研究、それから、情報発信というのが、とても目を引いたんですけども、この計画は具体的になっているのでしょうか。

○応募事業者 私ども、地区部会、地区社協という資源を持っています。その資源を有効活用すべく、社会福祉、特にセミナー、これを通しまして、地区部会さんに積極的にセミナーに参加していただいて意見を聴取します。それを座談会形式ということで、そういう形式をとりまして、その意見を取り入れて、研究機関、大学等、これから予定していますけれども、そこに共同研究という形でプログラムの開発等を一緒にやらせていただいて、それを効果的に地域福祉、そういったところで還元できるように進めていきたいなと、そのように思っています。これは今までの殻を破り一歩踏み出したものですので、私どもこれから期待してやろうと思っています。

○委員 そうですね。ぜひ、早急をお願いしたいと思います。

○応募事業者 頑張ります。

○部会長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(発言なし)

○部会長 それでは、おおむね時間でございますので、以上でヒアリングを終了といたします。

どうもありがとうございました。

(応募事業者 退室)

○部会長 ここから委員間の意見交換をしたいと思います。

何か特に気になるところで、共通認識で確認をしておいたほうがいい点など、先程のご指摘の情報公開のところは。

○委員 何らかの、余り身内だけでやるのはどうかな、と思っただけで、何か救済の方法はあるのでしょうかということだけですね。

○部会長 特段問題にすることじゃないと。

○委員 うん、じゃない。最後、第三者委員で、外の意見も、そういうところで公正性、透明性というのは確保できているのかなと。

○委員 数字を見て変化があるのはわかるんですけども、内容はちょっとわからないですね。

○委員 工事だと積算の単価とか決まっているのだけれど、県の基準とか。ほかの経費、お
おむね1.3%減らしましたというね。

○委員 まだまだ足りないんですけども、やむを得ないでしょうかね。

○委員 今はやむを得ないでしょうかね、コンペティションでないわけですから、応募者は1
者ですから。

○委員 そうなんですよね。

○部会長 特段、大きな、我々のほうではひっかかることもないようですので、10分は要
らないかもしれないですので、採点にいてもよいかと。

採点に入りたいと思いますので、資料4、ここに採点表がございます。そちらへの記入を、
まずしちやっついていいですか。

○鎗田保健福祉総務課長 結構です。お願いします。

○委員 マル・バツですね。

○部会長 マル・バツです。

○委員 サンカクってないんですね。

(採点)

○部会長 よろしいですか。それでは事務局のほうで集計を行いますので、今一度記入漏れ、
間違い、お名前のご記入漏れないかとか。よろしければ事務局のほうで回収していただきます。

集計のため休憩になりますが、どうしましょう。

○鎗田保健福祉総務課長 それでは10分で。7時10分再開。

○部会長 7時10分再開で。

(休憩)

○部会長 再開いたしたいと思います。

それでは、事務局より採点結果の報告をお願いいたします。

○鎗田保健福祉総務課長 それでは、お手元に採点結果集計表ということで配付させていた
だいております。5人の委員さん皆さん方、全項目ともマル、適という結果となっております。

報告は以上でございます。

○部会長 採点結果につきましては、ただいま事務局からの報告のとおりでございます。委
員の皆さんから何かご発言ございませうか。特によろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○部会長 では、当部会といたしましては、千葉市ハーモニープラザの指定管理予定候補者
として、千葉市ハーモニープラザ管理運営共同事業体を選定することといたしますが、よろし
いでしょうか。

(異議なし)

○部会長 それでは、その旨決定をいたします。

指定管理予定候補者の選定につきましては、以上でございます。

最後に、今後のスケジュールについて事務局より説明をお願いいたします。

○矢澤地域福祉課長 今後のスケジュールですが、きょうご審議いただいた結論につしまし
て、1月の中旬に共同事業体に連絡をいたします。あわせてホームページ等々で公表させてい
ただくこととなります。1月の中旬に、仮協定を結びまして、来年の第1回定例会へ指定議案
を提出いたします。そこで、そのまま議決をいただければ、3月に基本協定を結ぶというスケ

ジュールとなっております。

以上でございます。

○部会長 ただいまの事務局の説明に対しまして、何かご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

(発言なし)

○部会長 では、ご発言がなければ、今後のスケジュールについては終了といたします。

本日予定されております議題については、以上で終了いたしました。

これをもちまして、平成22年度千葉市保健福祉局指定管理者選定評価委員会、第2回高齢者施設第2部会を閉会といたします。

それでは、事務局に進行をお返しいたします。

○湯川保健福祉総務課長補佐 長時間にわたりましてご審議いただき、どうもありがとうございました。

会議のほう以上で終了とさせていただきますが、会議冒頭で申し上げましたとおり、資料につきまして、資料2から資料4と、あと、指定管理にかかわります申請書類と提案書、それとあと、今、お渡ししました採点結果のほうにつきましては、事務局のほうで回収させていただきますので、そのままお机に置いたままお帰りいただくようお願いいたします。

それでは、委員の皆様におかれましては、どうもありがとうございました。